

（前ページから続き）  
支給されません。

また3月以降、出生や他市町村から転入してきたりした方などが、3月31日時点で当市の児童手当の認定をされていない方についても、子ども手当の申請手続きが必要です。

これらの場合、新制度開始の経過措置として、本年9月末日までに申請を行えば、子ども手当を受給できるようになった時点でさかのぼって支給されますが、手続きを早めに行うことを推奨します。

経過措置が適用されない場合は、手続きが遅れてしまうと、遅れた分だけ手当を受給できません。

**ご注意ください**

◇転入前の住所地で、すでに子ども手当の受給認定をされていた方については、経過措置は適用されません。

◇4月以降に出生などで中学生以下の子どもを養育するようになった場合、その子どもにかかる経過措置は適用されません。

◇4月以降に住所や監護者の異動などがあった場合、その後の申請については、経過措置は適用されません。

**認定請求の方法**

住民記録や加入年金、子どもの監護状況等について確認後、支給資格が認定されます。

手続きの際に必要なものは、以下の3点です。

- ① 印鑑
- ② 受給者名義の口座がわかるもの
- ③ 受給者の健康保険証または年金加入証明書

※受給者とは、監護者の内、主に児童の生計を担う方です。

※「認定請求書（申請書）」は、児童福祉課窓口にあります。

※子どもと別居している場合や、監護者が子どものお親ではない場合、外国籍の方などは別途手続きが必要です。

※児童福祉課までお問い合わせください。

※公務員の場合、勤務先への申請となります。

**子ども手当の支給**

手当は、原則として認定請求した月の翌月分から支給します（前述の経過措置を除く）。

ただし、転入・出生後15日以

内に手続きをした場合、異動があった日の属する月の翌月分から手当を支給します。

経過措置が適用されない場合には、手当はさかのぼって支給することができませんので、申請忘れにはくれぐれもご注意ください。

また、子ども手当は二重にお支払いできませんので、子どもを監護・養育する方のいずれか一人が受給者となります。

他市区町村などで、その子どもにかかる子ども手当を受給している場合には、当市からの手当受給はできません。

なお、子ども手当の支払期は、6月・10月・2月（年3回）を予定しています。

**円滑な手当支給のため**

手当の支給は、6月を予定していますが、市内の中学校修了前の児童を主管する事務処理の進捗状況により、支払いに遅れが生じる可能性があります。皆さんのご理解をお願いします。

今後、円滑な手当支給を行うためにも、9月末の申請期限に関わらず、早めの申請をお願いします。

**現況届の提出について**

児童手当から継続して子ども

手当を受給する方については、子ども手当に移行しても、児童手当と同様に、毎年6月の現況届（児童の監護状況や加入年金状況の届出）を提出する必要があります。

しかしながら、本年4月以降に新規で子ども手当の受給申請をされた方は、初年度のみ、現況届の提出が免除される予定です。

現況届対象者については、6

**支払いスケジュール**

6月に支払われる予定の手当について、子ども手当は4〜5月の2カ月分です。児童手当受給者であった方については、2〜3月分をあわせて支給します。詳細は左表をご覧ください。

**問** 伊奈庁舎児童福祉課 ☎ 58-21111（内線1162）

支払月	支給対象月（手当の名称）	子ども1人の子当額（月額）
平成22年6月	平成22年2月分（児童手当）	0円、5,000円、10,000円
	平成22年3月分（児童手当）	0円、5,000円、10,000円
	平成22年4月分（子ども手当）	13,000円
	平成22年5月分（子ども手当）	13,000円
平成22年10月	平成22年6月分（子ども手当）	13,000円
	平成22年7月分（子ども手当）	13,000円
	平成22年8月分（子ども手当）	13,000円
	平成22年9月分（子ども手当）	13,000円
平成23年2月	平成22年10月分（子ども手当）	13,000円
	平成22年11月分（子ども手当）	13,000円
	平成22年12月分（子ども手当）	13,000円
	平成23年1月分（子ども手当）	13,000円
平成23年6月	平成23年2月分（子ども手当）	13,000円
	平成23年3月分（子ども手当）	13,000円
	平成23年4月分（未定）	26,000円（未定）
	平成23年5月分（未定）	26,000円（未定）